

昭和三十六年四月六日提出
質問第一四号

占領軍の行為による被害者の遺族に対する補償に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和三十六年四月六日

提出者 片島 港

衆議院議長 清瀬一郎殿

占領軍の行為による被害者の遺族に対する補償に関する質問主意書

占領軍の命令により昭和二十一年三月十四日、宮崎県細島沖において旧日本軍隊の使用した爆弾を海中に投下作業中、暴発により爆死（警察官一名を含む。）した十名の被害者の遺族に対する補償について、昭和二十九年に至り一名に対し五万三千円を支給されたが、遺族は右の補償裁定額を不十分として再三にわたり十分なる補償の申請を行なっている。

右の補償については、再裁定の上、補償額を増額すべきではないか。

右質問する。